

1. 目的

こどもの権利を守ることを目的として、学校内外問わず、こどもの権利擁護に係るすべての事案の相談を受け、解決に取り組む「こどもの権利サポートセンター」の開設準備を行う。

2. 役割・機能

学校や教育委員会とは別に相談ルートを複線化し、気軽に相談できる体制を整備するとともに、学校などの関係機関と連携し、権利侵害事案の解決に取り組む。

- 独立性・中立性** → 学校内のいじめ等の権利侵害事案に対して、学校や教育委員会と異なる立場で対応
- 即応性・専門性** → 弁護士、福祉等の人材を配置し、権利侵害対応部署として迅速に対応
- 相談の容易性** → 電話やメールだけでなく、児童生徒のタブレットを活用するなど幅広く事案を把握

6月補正予算の概要（事業費：17,400千円）

(1)こども家庭庁のいじめに係る実証事業の受託【15,470千円】

- 地域におけるいじめ防止対策の体制構築を目的として、「学校外である市長部局からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発実証事業」を実施。
- 実証成果や課題を、サポートセンターの体制や運用等に反映させていく。

取組①	児童生徒タブレットに導入されるSOS支援ツールの拡充による相談の容易性の向上
取組②	法曹関連人材によるいじめ原因の調査究明、早期解決、再発防止及び法律相談の実施
取組③	地域やNPO法人等と連携したいじめ対応（相談体制構築など）

(2)こどもホットライン運営等経費【1,930千円】 ※広報・消耗品費・電話代等